神奈川スケートリンク再整備事業

入札説明書

平成 25 年 12 月

（平成 26 年 1 月 22 日改訂）

公益財団法人横浜市体育協会

目　次

1. 入札関連書類の位置づけ 1

2. 事業の目的及び内容 1

2.1 事業の目的等 1
2.2 事業名称 1
2.3 新施設及び仮設リンクの管理者の名称 1
2.4 事業予定地及び施設概要 2
2.5 事業方式 2
2.6 事業の対象範囲 2
2.7 事業者の収入 3
2.8 事業スケジュール 3
2.9 遵守すべき法制度等 3
2.10 準じるべき要綱・基準等 5

3. 事業者の募集及び入札手続等 7

3.1 事業者募集等のスケジュール 7
3.2 入札参加者 7
3.3 入札に関する手続 7
3.4 入札参加に関する留意事項 10
3.5 入札予定価格 11
3.6 担当窓口 12

4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件 13

4.1 参加資格要件 13
4.2 各業務実施企業の参加資格要件 14
4.3 配置技術者に関する資格要件 15
4.4 入札参加者の制限 16
4.5 参加資格要件確認基準日 16
4.6 入札参加者の変更（共同企業体の場合） 16

5. 入札時の提出書類 17

6. 入札書類の審査 19

6.1 事業者選定委員会 19
6.2 審査方法 19
6.3 審査項目等 19

7. 提案に関する条件 20

7.1 立地条件等 20
7.2 新施設及び仮設リンクの設計・建設・工事監理の提案に関する条件 21
7.3 業務の委託 21
7.4 本協会による事業の実施状況のモニタリング 21
7.5 土地の使用 22
7.6 保険 22

8. 契約に関する事項 23

8.1 契約手続き 23
8.2 契約金額 23
8.3 違約金 23
8.4 契約保証金 23
8.5 前払金 24
8.6 中間前払金 24

9. 事業の継続が困難となった場合の措置 25

1. 入札関連書類の位置づけ

神奈川スケートリンク再整備事業入札説明書は、公益財団法人横浜市体育協会（以下「本協会」という。）が「神奈川スケートリンク再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札に準じて募集及び選定するために、必要事項を定めたものである。

また、この入札説明書は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せ配付する以下の資料を含め、「入札関連書類」と定義する。入札参加者は入札関連書類の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- 設計建設工事請負契約書（案）：
  設計業務及び建設・工事監理業務の実施に係る契約の内容を示すもの。
- 要求水準書：
  本協会が事業者に要求する具体的な設計業務、建設業務及び工事監理業務のサービス水準を示すもの（添付資料も含む）。
- 落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。
- 様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの。

2. 事業の目的及び内容

2.1 事業の目的等

「神奈川スケートリンク」は、主に市民がアイススケートを行うための市民リンクとして開設以来65年間に亘り長く市民に親しまれてきた。

本事業は、平成25年12月の入札関連書類の公表時点で立地している神奈川スケートリンク（以下、「現施設」という。）を、スケートスポーツ等を体験でき、興味を持った種目の練習に加え、競技・試合も実施可能な新しい施設（以下、「新施設」という。）へと建て替えを行うとともに、新施設の整備期間中においても仮設リンクを設置し、継続的に利用者がスケートスポーツ等を実施できることを目的とする。

2.2 事業名称

神奈川スケートリンク再整備事業

2.3 新施設及び仮設リンクの管理者の名称

公益財団法人横浜市体育協会　会長　　山口　宏

2.4 事業予定地及び施設概要

本事業の事業予定地と施設概要は以下のとおりである。

① 事業予定地

新施設	所在地　：神奈川県横浜市神奈川区広台太田町1-1他 敷地面積：4,561㎡
仮設リンク	「3.6 担当窓口」にメールで問い合わせること。

② 新施設の概要

アイススケート場（アイススケートリンク、物販施設、飲食施設等）

③ 仮設リンク

仮設リンクは、新施設の事業予定地とは別の場所（「3.6 担当窓口」に問い合わせること）に設置することができるとともに、新施設を整備しつつ現施設を仮設リンクとして活用することも可とする。

2.5 事業方式

本事業は、本協会が事業者と締結する設計建設工事請負契約書に従い、事業者は現施設の解体、撤去、新施設の設計、建設、工事監理及び新施設の建設期間における仮設リンクの設置を一括で行う方式（DB: Design Build）により実施する。

2.6 事業の対象範囲

事業者が行う事業範囲は、以下のとおりである。

（1）設計業務

① 事前調査業務（現況測量、地盤調査、電波障害関連業務等）
② 新施設の設計業務
③ 仮設リンクの設置に係る設計業務
④ 本事業に伴う各種申請等の業務
⑤ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

（2）建設業務

① 本事業に伴う電波障害関連業務
② 現施設の解体・撤去業務

③ 新施設の建設業務
④ 仮設リンクの設置に係る改修業務（仮設リンクの閉館後の撤去も含む）
⑤ 本事業に伴う什器・備品等の調達・設置及び什器・備品台帳作成業務
⑥ 本事業に伴う各種申請等の業務
⑦ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

（3）工事監理業務

① 新施設の工事監理業務
② 仮設リンクの設置に係る工事監理業務
③ 本事業に伴う各種申請等の業務
④ その他、これらの業務を実施するうえで必要な関連業務

2.7 事業者の収入

本協会は、設計建設工事請負契約書第 39 条に基づき、設計業務、建設業務及び工事監理業務の対価を、事業者に支払う。

2.8 事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりとする（詳細は事業者の提案による）。

・契約締結　：平成 26 年 4 月下旬まで
・事業期間　：契約締結日～平成 27 年 12 月
・設計・建設期間　：契約締結日～平成 27 年 12 月
・アイススケートリンク供用開始日：平成 27 年 12 月*
・施設引渡し日　：事業者の提案による*

＊アイススケートリンク供用開始日及び施設引渡し日の詳細は、事業者の提案に基づき協議により決定する。

2.9 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる関連の各種法令（施行令及び施行規則等も含む）を遵守すること。なお、記載のない各種関連法令等についても適宜参考にすること。

【法令・条例等】

・建築基準法
・都市計画法

・消防法
・横浜市火災予防条例及び同規則
・高齢者、障害者等の移動等の円滑化に促進に関する法律
・興行場法
・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
・健康増進法
・駐車場法
・横浜市福祉のまちづくり条例
・横浜市緑の環境をつくり育てる条例
・駐車場法、横浜市駐車場条例
・屋外広告物法
・エネルギーの使用の合理化に関する法律
・地球温暖化対策の推進に関する法律
・資源の有効な利用の促進に関する法律
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・電気事業法
・電気用品安全法
・電気工事士法
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電波法
・水道法
・下水道法
・ガス事業法
・高圧ガス保安法
・ガス事業法
・水質汚濁防止法
・土壌汚染対策法
・大気汚染防止法
・悪臭防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・建設業法
・航空法
・測量法
・労働基準法

・労働安全衛生法
・石綿障害予防規則
・建築士法
・個人情報の保護に関する法律
・会社法
・横浜市建築基準条例
・東神奈川駅周辺地区街づくり協議指針
・その他関連する法律および神奈川県並びに横浜市の条例

【要綱・基準等】
・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）

2.10 準じるべき要綱・基準等

本事業の実施にあたっては、以下に掲げる要綱・基準等に準じること。なお、記載のない要綱・基準等についても適宜参考にすること。

【要綱・基準等】
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通省）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省）
・官庁施設の基本的性能基準及び同解説（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・建築構造設計基準、同基準の資料（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）
・建築設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房 官庁営繕部整備課監修）
・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房 官庁営繕部監修）
・建築工事監理指針（国土交通省）
・電気設備工事監理指針（国土交通省）
・機械設備工事監理指針（国土交通省）
・建築工事安全施工技術指針（国土交通省）

・建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（国土交通省）
・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
・ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン（国土交通省）
・その他の関連要綱及び各種基準

3. 事業者の募集及び入札手続等

3.1 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

スケジュール（予定）	内容
平成25年12月20日	入札関連書類の公表
平成26年 1月 14日	入札関連書類に関する質問受付締切
平成26年 1月下旬まで	入札関連書類に関する質問・回答の公表
平成26年 3月28日	入札参加資格審査書類及び入札書類の受付締切
平成26年 4月上旬	ヒアリング
平成26年 4月上旬	開札
平成26年 4月中旬	審査結果通知、結果の公表
平成26年 4月下旬まで	契約締結

3.2 入札参加者

入札参加者については、以下のとおりとする。

①入札参加者は、単独の企業又は複数の企業で構成される共同企業体とする。ただし、単独の企業の場合は主たる営業所の所在地が横浜市内にあること。複数の企業で構成される共同企業体の場合は、主たる営業所の所在地が横浜市内にある企業が１者以上あること。

②入札参加者のうち、共同企業体により入札に参加する場合は、すべての構成企業の担当業務（設計、建設、工事監理）を明らかにすること。また、参加表明書の提出時に代表者及びその他構成員の名称を明記し、必ず代表者が入札手続きを行うこと。

③入札参加者は、本協会から請け負った業務について、事前に本協会の承諾が得られた場合には、当該業務を第三者に委託し、又は下請人を使用することができるものとする。

3.3 入札に関する手続

（1）入札関連書類の公表

平成25年12月20日（金）に入札関連書類を本協会ホームページで公表する。

（2）現地見学会

現施設及び仮設リンクの事業予定地の現地見学会を以下のとおり開催する。見学

の際には本協会の指示に従うこと。

日程：平成26年1月7日（火）～1月9日（木）
※1月9日（木）は現施設の見学のみ
開館時間：10時～16時
参加申込締切：平成25年12月26日（木）12時まで
見学日時：上記の日程・開館時間のうち、本協会より事業者へ見学日時を指定し、通知する。
見学方法：本協会職員が現地を引率して案内するものとし、見学時間は1時間以内とする。
参加申込：「3.6 担当窓口」にメールで申し込みを行うこと。
資料：各自入札関連書類をダウンロードして持参すること。

（3）資料の配布

入札参加者は希望により仮設リンクの事業予定地にある既存の建築物の図面等のデータを保存したCD-ROMを配布する。

配布期間：平成25年12月25日（水）～平成26年1月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日、平成25年12月28日～平成26年1月3日を除く）の9時から16時まで（12時から13時を除く）とする。
配布場所：「3.6 担当窓口」に記載
事前申込：事前に「3.6 担当窓口」にメールで申し込みを行うこと。
本協会より翌営業日に事前申込を受け付けた旨の返信を行うため、確認すること。

（4）入札関連書類に関する質問・回答

入札関連書類に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間：入札関連書類公表の日～平成26年1月14日（火）12時まで。
② 受付方法：別紙1「入札関連書類に関する質問書」に記入のうえ、「3.6 担当窓口」に記載の担当窓口に電子メールにより提出すること。
③ 回　　答：平成26年1月下旬までに本協会ホームページにおいて公表する。
※ただし、回答予定日前に順次回答する場合がある。
④ 留意事項：質問への回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、公表するものとする。

（5）入札参加資格審査書類及び入札書類の受付期間・場所及び方法

入札参加資格審査書類及び入札書類を提出する入札参加者は、関係する書類を以下の期間に提出すること。受付期間に遅れた場合は、入札に参加できないものとする。

① 受付期間：平成26年3月27日（木）から平成26年3月28日（金）までの9時から16時まで（12時から13時を除く）とする。
② 提出場所：「3.6 担当窓口」に記載の場所
③ 提出方法：持参すること。
④ 提出書類：「5. 入札時の提出書類」に記載の書類

（6）入札の手順

① 提出された入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
② 入札参加資格審査書類及び入札書類がすべて揃っている入札参加者の入札参加資格が本協会の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。
③ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行う。
④ 審査された入札参加者の「入札書」（様式A-3）を開札する。開札は、入札参加者の立会いのうえ、行うものとする。詳細については、入札参加者に別途連絡する。
   i) 開札日時：平成26年4月上旬
   ii) 開札場所：本協会　会議室
⑤ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額抜きの金額を記載すること。入札金額が、本協会の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わないこととする。
⑥ 入札関連書類で示す要件をすべて満たしている提案を行った入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札方式に準じて落札者を決定する。
⑦ 本協会は、別に公表する落札者決定基準に基づき、本協会に設置する「神奈川スケートリンク再整備事業事業者選定委員会」（以下「事業者選定委員会」という。）による審査事項に係る評価と提案価格に係る評価を総合的に評価

し、落札者を決定する。

⑧　落札者（共同企業体の場合は代表者）に対して、平成26年4月中旬（予定）までに決定通知を行うとともに、本協会ホームページで結果を公表する。

⑨　入札参加者が無い場合には、この旨を速やかに公表する。

（7）ヒアリングの実施

本協会は、入札参加者に対し、平成26年4月上旬に提案書の内容に関するヒアリングを実施する。詳細については、入札参加者に別途連絡する。

3.4 入札参加に関する留意事項

（1）入札関連書類の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札関連書類及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

（3）契約手続きにおいて使用する言語・通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（4）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認められる時、本協会は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本協会による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

（5）特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

（6）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。また、提出された提案書類は返却しない。なお、提案書は入札後において、公表しないものとする。

ただし、提出された書類については、「公益財団法人横浜市体育協会の保有する情報の公開に関する規程」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示される。

（7）本協会からの提示資料の取扱い

本協会が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

（8）入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札説明書に示した入札参加者の備えるべき参加資格のない者の提出した入札書類
② 事業名及び入札金額のない入札書類
③ 参加者名及び押印のない又は不明瞭な入札書類
④ 事業名に誤りのある入札書類
⑤ 入札金額の記載が不明瞭な入札書類
⑥ 入札金額を訂正した入札書類
⑦ 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
⑧ 入札書類の受付期間締切までに本協会担当窓口に到達しなかった入札書類
⑨ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
⑩ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
⑪ その他入札に関する条件に違反した入札書類

（9）必要事項の通知

入札関連書類に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、入札参加者（共同企業体の場合は代表者）に通知する。

3.5 入札予定価格

本事業の予定価格は1,800,000千円（消費税等相当額を除く。）とする。（最低制限価格：なし）

3.6 担当窓口

入札手続きについての本協会の担当窓口を以下のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

住 所：〒231-0015
横浜市中区尾上町 6 丁目 81 番地　ニッセイ横浜尾上町ビル 2 階
公益財団法人横浜市体育協会スケートリンク再整備担当　金子・早川
電 話：045-640-0016
FAX ：045-640-0021
E-mail：ksroubo@yspc.or.jp
HP　：http://www2.yspc.or.jp/ysa/ksroubo
営業時間：月曜日から金曜日の 9 時～17 時まで（祝日を除く）

4. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

4.1 参加資格要件

入札参加者は、横浜市契約規則（昭和 39 年横浜市規則第 59 号）に基づく、参加資格を登録し、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた者でなければならない。かつ、以下の参加資格要件を満たすこと。

①入札参加時及び契約締結日までに、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

②入札参加時及び契約締結日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づき更生手続き開始の申立てをなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続き開始の申立てをなされていない者であること。ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。

③ 入札参加時及び契約締結日までに、会社法（平成 17 年法律第 86 条）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条による破産の申立てをなされていない者であること。

④ 入札参加時及び契約締結日までに、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 16 年横浜市）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

⑤ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

⑥ 法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納していない者であること。

⑦ すべての役員が以下のいずれの場合にも該当しないこと。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。

ロ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。

ハ　禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

ニ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）。

ホ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者。

ヘ　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

ト　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

チ　営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる者。

リ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当する者。

⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者でない者。

⑨ 入札参加者の関連会社が②から⑦までのいずれかに該当する者。なお「関連会社」とは会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 18 号に規定される関連会社とする。

⑩ 事業者選定委員会の委員が属する組織と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑪ 入札に参加する者の間に資本面若しくは人事面において関連がないこと。

⑫ 共同企業体として参加する場合、当該事業体の構成員が他の共同企業体の構成員でないこと。

4.2 各業務実施企業の参加資格要件

入札参加者は、①、②、③の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

① 設計業務を行う者

設計業務を単独で実施する場合は以下に示す a,b,c のすべての要件を満たすこと。複数の設計者で実施する場合は、a 及び b の要件については、すべての設計者がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

a. 横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年横浜市）第 3 条に規定する入札参加資格を有する者であること。

b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。

c. 入札書類の受付日までの期間に延床面積 3,500 ㎡以上で、屋内スポーツ施設の実施設計業務を過去 15 年以内に完了した実績を有すること。

②建設業務を行う者

建設業務を単独で実施する場合は以下に示す a,b,c,d のすべての要件を満たすこと。複数の建設企業で実施する場合は、a 及び b の要件については、すべての企業がいずれにも該当し、c 及び d の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

a. 横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成 6 年横浜市）第 3 条に規定する建設工事の入札参加資格を有する者であること。

b. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事の特定建設業の許可を受けた者であること。ただし、複数の者で施工する場合は、施工する企業がそれぞれ担当する業種の許可を受けていればよいものとする。

c. 直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式」の総合評定値が 945 点以上であること。

d. 主たる営業所の所在地が横浜市内にあること。

③工事監理業務を行う者

工事監理業務を単独で実施する場合は以下に示す a,b,c のすべての要件を満たすこと。複数の工事監理企業で実施する場合は、a 及び b の要件については、すべての企業がいずれにも該当し、c の要件は、少なくとも 1 社が該当すること。

a. 横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年横浜市）第 3 条に規定する入札参加資格を有する者であること。

b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

c. 入札書類の受付日までの期間に延床面積 3,500 ㎡以上で、屋内スポーツ施設の工事監理業務を過去 15 年以内に完了した実績を有すること。

4.3 配置技術者に関する資格要件

設計、建設、工事監理の各業務において配置する技術者は、以下の要件を満たすこと。

①設計業務の配置技術者

実務経験年数が 10 年以上の一級建築士を統括責任者として配置すること。

②建設業務の主任技術者

一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置すること。

③工事監理業務の監理技術者

監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者を専任で配置すること。

4.4 入札参加者の制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

(1) 事業者選定委員会に関する制限

本事業の事業者選定委員会の委員と資本面又は人事面において関連がある者は、入札参加者にはなることはできない。なお、入札関連書類公表の日以降に、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(2) アドバイザリー業務に関与している者に関する制限

本事業に係るアドバイザリー業務に関与している者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、入札参加者になることはできない。なお、本事業の業務に関与している者は以下のとおりである。

- 株式会社 建設技術研究所
- 竹澤建築設計工房
- 株式会社中山克己建築設計事務所
- 株式会社佐藤設備設計

なお、本入札説明書における「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

4.5 参加資格要件確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格審査書類受付の日とする。ただし、入札参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、入札参加者（共同企業体の場合は代表者）が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。

また、契約締結日までの間に落札者（共同企業体の場合は代表者）が資格要件を欠くこととなった場合には契約を締結しないこととする。

4.6 入札参加者の変更（共同企業体の場合）

共同企業体のうち、代表者の変更は認めないが、構成企業については、資格・能力上支障がないと本協会が判断する場合には追加・変更可能とする。

5. 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）作成要領を参照のこと。

（1）入札参加資格審査書類

① 入札参加資格審査に関する提出書類	
・ 参加表明書	（様式 1-1）
・ 資格審査申請書	（様式 1-2）
・ 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-3）
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-4）
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	（様式 1-5）
・ 入札参加者構成表及び役割分担表	（様式 1-6）
・ 共同企業体協定書（共同企業体の参加者のみ）	（様式 1-7）
・委任状	（様式 1-8）
・ 事業実施体制	（様式 1-9）
・配置技術者に関する誓約書	（様式 1-10）
・ 会社概要書（共同企業体の場合は構成員すべて）	（書式自由）
・ 定款（共同企業体の場合は構成員すべて）	（書式自由）
・ 登記簿謄本（共同企業体の場合は構成員すべて、直近の履歴事項全部証明書原本）	
・ 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（共同企業体の場合は構成員すべて、直近 3 箇年）	（書式自由）
・ 決算報告書（共同企業体の場合は構成員すべて、直近 3 箇年）	（書式自由）
・ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（共同企業体の場合は構成員すべて）（書式自由）	（書式自由）
・ 役員名簿及び組織図（共同企業体の場合は構成員すべて）	（書式自由）
② その他	
・ 入札辞退届	（様式 2-1）

(2) 入札書類審査書類

① 事業提案審査に関する提出書類	
・ 事業提案審査書類提出書	（様式 A-1）
・ 入札参加者構成表	（様式 A-2）
・ 入札書	（様式 A-3）
・ 入札価格計算書（別表含む）	（様式 A-4）
・ 要求水準書及び添付書類に関する確認書	（様式 A-5）
② 提案書	
・ 事業全般に関する事項	（様式 B）
・ 設計業務に関する事項	（様式 C）
・ 建設業務に関する事項	（様式 D）
・工事監理業務に関する事項	（様式 E）
・独自提案に関する事項	（様式 F）
・ 事業スケジュール表	（様式 G）
・ 計画図面等提案書類	（様式 H-1～17 ）
・ 計画図面等提案書類（仮設リンク）	（様式 I-1～15 ）
・初期投資費見積書	（様式 J）
③ 基礎審査項目チェックシート	（様式 K）

6. 入札書類の審査

6.1 事業者選定委員会

事業者の選定にあたり、事業者選定委員会を設置する。事業者選定委員会は、事業提案審査における落札者決定基準や事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における審査を行う。

【事業者選定委員会　委員】

委員長	中野　創	横浜市体育協会常務理事（新横浜公園管理局長）
委　員	伊東　満	神奈川区連合町内会自治会連絡協議会会長
委　員	大川　敏彰	横浜市市民局スポーツ振興部長
委　員	吉備　カヨ	株式会社ジョビア代表取締役会長、横浜市体育協会理事
委　員	山崎　善也	神奈川スケートリンク場長
委　員	植木　克典	横浜市体育協会施設経営部長
委　員	田中　勇	横浜市体育協会新横浜公園管理局事業部長

6.2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い資格審査と事業提案審査に分けて実施する。

6.3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準に示す。

資格審査	入札説明書に示す参加資格の要件
事業提案審査	事業全般に関する事項 設計業務に関する事項 建設業務に関する事項 工事監理業務に関する事項 独自提案に関する事項
	入札価格

（1）落札者の決定

本協会は、事業提案審査の結果に基づいて、落札者を決定する。ただし、総合評価点が同点の時は、事業提案審査の評価点が最も高い者を落札者とする。

（2）落札者決定通知及び審査結果の公表

落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、審査結果を本協会ホームページで公表する。

7. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

7.1 立地条件等

1）新施設の事業予定地

① 事業予定地：神奈川県 横浜市神奈川区広台太田町1-1他

② 敷地面積： 4,561㎡（うち市有地4,011㎡、本協会所有地550㎡）

③ 都市計画：

i) 地域地区等： 商業地域

ii) 法定建蔽率： 80%

iii) 法定容積率：400%

iv) 防火地域

v) 高度地区：高度地区（最高限）：第7種高度地区

④ 建築・造成等に関する制限

i) 建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）：建築基準法第22条による区域

ii) 駐車場条例の附置義務区域：駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域

⑤ まちづくりに関する制限：東神奈川駅周辺地区街づくり協議地区

7.2 新施設及び仮設リンクの設計・建設・工事監理の提案に関する条件

新施設及び仮設リンクの設計、建設、工事監理の提案に関する条件は、「2.6　事業の対象範囲」で示す内容及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえたうえで、入札書類を作成すること。

7.3 業務の委託

事業者は、事前に本協会の承諾を得た場合を除き、事業者以外の者に設計、建設、工事監理の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本協会の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本協会は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負はすべて事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

7.4 本協会による事業の実施状況のモニタリング

① モニタリングの目的

本協会が本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書にて提示される本協会が要求する水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを行う。

② モニタリングの時期

事業のモニタリングは、設計時、工事施工時及び工事完成時の各段階において実施する。

③ モニタリングの方法

モニタリングの方法については、本協会が提示した方法に従って事業者がセルフモニタリングを行うこととし、本協会は事業者が提出する資料等に基づき評価を実施する。

④ モニタリングの結果

モニタリングの結果、要求水準書に示す本協会が要求する水準を一定限度下回る場合には、改善勧告、契約解除等の対象となる。

7.5 土地の使用

事業者は、工事着手予定日をもって、新施設の引渡し日までの期間、建設業務、工事監理業務の遂行に必要な範囲で、本事業用地を無償で使用することができるものとする。

7.6 保険

設計建設工事請負契約書（案）第57条に基づく。

8. 契約に関する事項

8.1 契約手続き

（1）契約の条件

落札者と本協会は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないことを前提として、契約を速やかに締結する。

（2）契約の解除

落札者決定後、契約締結までの間に、当該落札者が「入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示すいずれかの要件を満たさなくなった時は、他の入札参加者と随意契約、もしくは再入札を行うことがある。

（3）契約の概要

事業者が本協会を相手方として締結する契約は、設計建設工事請負契約書（案）によるものとし、その内容は、提案書提出時に未定であったもの以外は変更しないこととする。

契約は、本協会の提示内容、事業者の提案内容及び設計建設工事請負契約書（案）に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

8.2 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

消費税等相当額については、消費税法附則第3条に基づく。また、法改正があった場合は改正法によるものとする。

8.3 違約金

設計建設工事請負契約書（案）第51条に基づく。

8.4 契約保証金

設計建設工事請負契約書（案）第5条に基づく。

8.5 前払金

設計建設工事請負契約書（案）第41条に基づく。

8.6 中間前払金

設計建設工事請負契約書（案）第41条に基づく。

9. 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 事業者の業務内容が、契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により要求水準に適合していないと認められる場合、本協会は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった時、本協会は、契約を解約することができる。

② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に認められる場合、本協会は契約を解約することができる。

③ 前2号の規定により本協会が契約を解約した場合、事業者は、本協会に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本協会の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

① 本協会の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解約することができるものとする。

② 前号の規定により事業者が契約を解約した場合、本協会は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力、その他、本協会又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本協会及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本協会又は事業者は、契約を解約することができるものとする。